平成２７年（フ）第１０１２号
堺市堺区砂道町３丁２番18―203号　アンビロン堺
債務者　平川　　誠
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０３９号
堺市南区茶山台２丁１番４―306号
債務者　武内　浩二
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
神戸市西区学園西町７丁目１番地　751―406号、前住所神戸市西区樫野台５丁目３番地５―1206号
債務者　吉見　秀夫
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２５５号
兵庫県明石市旭が丘15番22号　ふく美荘２階204号
債務者　山口　茂樹
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２５８号
兵庫県明石市中崎２丁目２番８―301号、前住所兵庫県明石市中崎２丁目２番８―103号
債務者　千葉　達樹
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
兵庫県明石市東野町2056番地　朝霧パークホームズ612号
債務者　須河内洋子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２７７号
兵庫県明石市二見町西二見376番地の１　市住２棟713号
債務者　中村　麻美
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
広島県豊田郡大崎上島町中野5522番地46
債務者　竹内三枝子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第９９号
広島県江田島市江田島町津久茂３丁目15番６号
債務者　川野　洋子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第３４８号
宮崎市大字赤江1262番地５、前住所宮崎市大字赤江1265番地８
債務者　緒方千鶴子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９９号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野660番地４
債務者　甲斐　成美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１０３号
宮崎県日向市大王町１丁目96番地　フローリッシュＦ102号
債務者　宇津　竜司
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１０５号
宮崎県延岡市長浜町２丁目2036番地３
債務者　山田　義夫
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第８６３号
札幌市清田区平岡四条３―17―１、申立時の住所千葉県市川市宝１丁目15番７号　（宝ＨＴハイツ102号）
債務者　畑　　雅順
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９９１号
千葉市中央区祐光２丁目３番１棟201号
債務者　佐藤　朋行
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０１０号
千葉市中央区大森町482番地１
債務者　坂本　久男
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０１５号
千葉県八千代市八千代台東１丁目44番２号　カスル八千代台202号
債務者　清國　友美
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係